

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の概要

平成29年4月18日
中央教育審議会
初等中等教育分科会
資料2-2

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）
- 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設（学校の児童生徒数に応じて算定）
- 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施行 期 日

平成29年4月1日

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律について (改正のポイント)

1. 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

(1) 公立の小学校、中学校の教職員定数の標準の改正(基礎定数化) 【第7条第1項】

新設

次の項目に応じて新たに教員の数を算定する。

①学校の児童生徒数 (第4号)

児童又は生徒の数の区分ごとの小学校又は中学校の数にそれぞれ一定の係数を乗じて得た数の合計数
※指導方法工夫改善加配の一部を基礎定数化するもの。

②障害に応じた特別の指導(通級指導)を受ける児童生徒数 (第5号)

小学校又は中学校において障害に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒(特別支援学級の児童又は生徒を除く。)の数にそれぞれ**十三分の一**を乗じて得た数の合計数
※これと併せて、これまでの加配定数の根拠規定(第15条第3号)について、加配事由の変更に伴う改正を行う。

③日本語能力に応じた特別の指導を受ける児童生徒数 (第6号)

小学校又は中学校において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒の数にそれぞれ**十八分の一**を乗じて得た数の合計数

④初任者研修を受ける教諭等の数 (第7号)

小学校又は中学校の教諭、助教諭及び講師のうち初任者研修を受ける者の数にそれぞれ**六分の一**を乗じて得た数の合計数

(2) 公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員定数の標準の改正(基礎定数化) 【第11条第1項】

新設

次の項目に応じて新たに教員の数を算定する。

①日本語能力に応じた特別の指導を受ける児童生徒数((1)③と同様) (第5号)

②初任者研修を受ける教諭等の数((1)④と同様) (第6号)

(3) 共同学校事務室の教職員定数の算定に関する特例(加配定数)の追加 【第15条】

新設

小学校、中学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室が置かれていることその他これらの学校において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの (第5号)

2. 義務教育費国庫負担法の一部改正

(1) 都道府県立義務教育諸学校に配置される教職員給与等の国庫負担の対象化 【第2条第3号】

新設

都道府県立の義務教育諸学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費(不登校児童生徒に対して特別の指導を行うための教育課程(※いわゆる「不登校特例校」)及び夜間等において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程(※いわゆる「夜間学級」)の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。)を新たに国庫負担の対象に加える。

【参考】現在の公立の不登校特例校、夜間学級の数

- ・不登校特例校の数： 4校(市立)
- ・夜間学級の数： 31校(市立又は区立)

3. 学校教育法等の一部改正

(1) 学校の事務職員の職務規定の見直し 【第37条第14項】

条項	旧	新
第37条第14項	事務職員は、 <u>事務に従事する。</u>	事務職員は、 <u>事務をつかさどる。</u>

※幼保連携型認定こども園の事務職員の規定も同様に改正。

【参考】

○学校教育法

第37条

4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

11 教諭は、児童の教育をつかさどる。

4. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

(1) 共同学校事務室【第47条の5】

新設

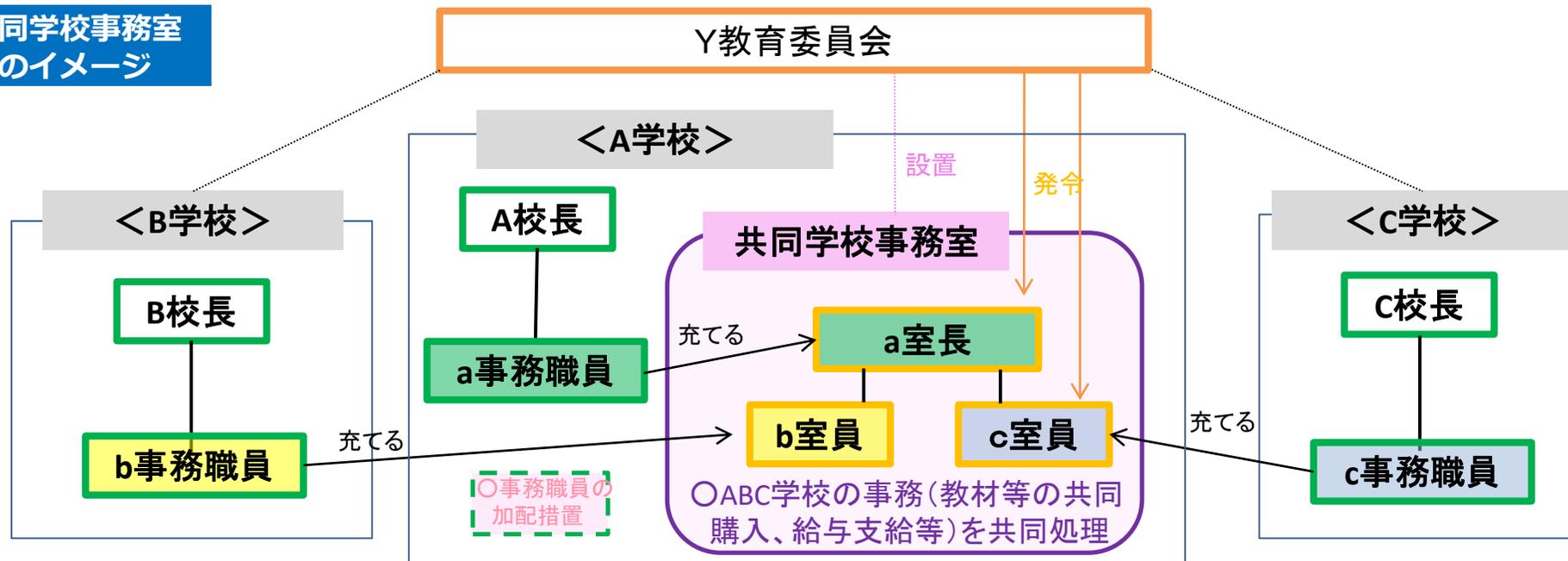
① 共同学校事務室の設置

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

② 室長及び職員

- ・ 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。
- ・ 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。
- ・ 共同学校事務室の室長及び職員は、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもって充てる。
ただし、当該事務職員をもって室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもって室長に充てることができる。
- ・ その他共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項は、政令で定める。

共同学校事務室のイメージ



(2)学校運営協議会【第47条の6】

項	旧	新
新 第1項	<p>教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。(現行第1項)</p>	<p>教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、<u>学校運営協議会を置くように努めなければならない。</u> ただし、<u>二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。</u></p>
新 第2項	<p>学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。(現行第2項)</p>	<p>学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校）の所在する地域の住民 ・対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者 ・<u>地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者</u> ・その他当該教育委員会が必要と認める者
新 第3項	<p>(新設)</p>	<p>対象学校の校長は、前項の<u>委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。</u></p>
新 第5項	<p>(新設)</p>	<p>学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する<u>協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。</u></p>
新 第7項	<p>学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。(現行第5項)</p>	<p>学校運営協議会は、<u>対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項</u>について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。</p>
新 第9項	<p>教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、<u>その指定を取り消さなければならない。</u>(現行第7項)</p>	<p>教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、<u>当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。</u></p>

5. 社会教育法の一部改正

(1) 教育委員会が講ずべき地域学校協働活動に係る措置 【第5条及び第6条】

新設

教育委員会は、地域住民等が学校と協働して行う地域学校協働活動(学校支援活動等)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 地域学校協働活動推進員 【第9条の7】

新設

① 教育委員会による地域学校協働活動推進員の委嘱

教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

② 地域学校協働活動推進員の役割

地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

6. 附則

(1) 施行期日 【第1条】

平成29年4月1日

(2) 標準法の経過措置 【第2条】

新標準法第6条又は第10条に規定する都道府県等の教職員定数の標準については、平成38年3月31日までの間は、これらの規定にかかわらず、児童生徒数及び教職員総数の推移等を考慮し、これらの規定(※新標準法)に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(3) 学校運営協議会の在り方の検討 【第5条】

政府は、この法律の施行後五年を目途として、第四条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の六の規定の施行の状況、学校教育を取り巻く状況の変化等を勘案し、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。